

事務連絡

平成23年6月23日

社団法人 日本旅行業協会（JATA）殿
社団法人 全国旅行業協会（ANTA）殿
社団法人 日本添乗サービス協会（TCSA）殿
社団法人 日本海外ツアーオペレーター協会（OTOA）殿
（写し送付）観光庁観光産業課長 殿

外務省領事局旅券課長
清水洋樹

「震災特例旅券」の券面見本の配付について

日頃から旅券行政に関するご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本年6月8日に施行された「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」（以下「旅券特例法」という。）に基づいて発給される「震災特例旅券」に関し、下記のとおりご案内申し上げますとともに、震災特例旅券の券面見本を添付のとおり配付いたしますので、貴団体関係者への周知方よろしくお願いします。なお、「震災特例旅券」の詳細は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/tokurei1106.html>）をご参照ください。

記

1 旅券特例法とは

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「大震災」という。）による家屋の倒壊や津波による流失、火災等により、紛失又は焼失旅券（以下「紛失旅券」という。）が大量発生したことに対処するため、紛失旅券の残存有効期間を限度とする有効期間を有する震災特例旅券を国の手数料無しで発給することを可能としたもの。

2 震災特例旅券とは

(1) 有効期間

紛失旅券の有効期限までを限度とする有効期間を有する一般旅券をいう。ただし、紛失

旅券の残存有効期間が5年以上存在する発給対象者については、初回の震災特例旅券（有効期間5年）の有効期間満了時に、申請を再度希望する場合には、残りの有効期間分について2回目の震災特例旅券の発給を受けることができる。

(2) 使用する旅券冊子の種類

5年一般旅券

(了)

【担当者連絡先】

外務省領事局旅券課総務班（井上）

TEL:03-5501-8167

FAX:03-5501-8166

